

会議議事録

2015年12月7日

宮田村役場建設課

会議 タイトル	第3回 宮田村景観計画策定委員会
議題	<p>報告事項</p> <p>(1) 第2回景観計画検討委員会等の報告</p> <p>①第2回議事録要旨報告</p> <p>②景観計画勉強会(11/11)の報告</p> <p>(2) 景観計画概要と関連自治体の景観計画の特性比較</p> <p>①景観法による景観計画の概要説明</p> <p>②関連自治体の景観計画の特性比較</p> <p>③長野県景観育成計画との関係整理</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 景観計画の構成内容イメージ</p> <p>①憲章</p> <p>②総合的コントロール</p> <p>③アクションプラン</p> <p>④アクションプラン例のプレゼンテーション</p> <p>(2) 委員会スケジュール等に関して</p> <p>①検討スケジュール</p> <p>②委員継続等のお願い</p> <p>③勉強会等について</p>
日時	2015年11月24日(火) 午後5時30分から
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委員：湯澤讓司、新谷久男、竹平考輝、太田保、矢田典和、須永次郎、 後藤寛、三浦典子、窪田守男、天野早人、佐々木武信、藤倉英世</p> <p>進行：伊澤稔典</p> <p>書記：熊谷良太郎</p> <p>説明者：報告事項(1)(2)：熊谷良太郎(宮田村役場建設課) 協議事項(1)①②③：熊谷良太郎(宮田村役場建設課) 協議事項(1)④：早稲田大学学生、三浦委員 協議事項(2)①②③：平澤義章(宮田村役場建設課建設係長)</p>
欠席者 (敬称略)	委員：浦野宗明、春日孝昭、佐々木葉、
議事 (敬称略)	<p>1. 開会挨拶</p> <p>(事務局伊澤建設課長)</p>

今回の委員会が 3 回目となります。宮田村の風土史や計画の概念、アクションプラン例など委員の皆様が積極的で実践的な成果を期待できる状態にあり、大変ありがたい。今日も議論をいただく部分が多々あるが、積極的な議論を交わして頂きたい。また、協議事項の中でプレゼンをしていただけるとのこと。そして、委員会スケジュールについても調整させていただきたいと考えています。

2. 委員長挨拶

(湯澤委員長)

第 2 回委員会で宮田村の景観的な課題と、それを踏まえた景観計画のむずかしさが議題となり、そのうえで宮田村独自の「憲章」「総合的コントロール」「アクションプラン」という構成で独自の景観計画を作り上げていきたいということで皆さんの確認が取れました。

具体的なイメージがわからないということがあるが、今回の第 3 回を含め、第 4 回に事務局に具体的なものを提出して頂きながら検討をしていただきたい。

(事務局平澤建設係長)

【出席確認】

【資料確認】

3. 報告事項

(1) 第 2 回景観計画検討委員会等の報告

① 第 2 回議事録要旨報告

(事務局熊谷)

【資料の説明】

② 景観計画勉強会 (11/11) の報告

(事務局熊谷)

11 月 11 日 18 : 00 から宮田村役場にて景観計画に関する勉強会を行いました。

8 名の参加をいただき、活発な意見をいただきました。ありがとうございました。

勉強会に参加できなかった委員には当日使用した資料を改めて配布させていただきましたのでよろしくご参照ください。

(湯澤委員長)

それでは続いて、報告事項 (2) 景観計画概要と関連自治体の景観計画の特性比較の、① 景観法による景観計画の概要説明、② 関連自治体の景観計画の特性比較、③ 長野県景観育成計画との関係整理について報告してください。

(2) 景観計画概要と関連自治体の景観計画の特性比較

① 景観法による景観計画の概要説明、② 関連自治体の景観計画の特性比較、③ 長野県景観育成計画との関係整理

(事務局熊谷)

【資料の説明】

(湯澤委員長)

景観法があるという内容、各自治体の説明、長野県との比較、どうやって進めていくかの内容でしたが、いかがでしょうか。

(藤倉委員)

景観法の概要1-2のスライドにおいて、景観法の主な制度というものはこれだけ多様であるという話の中で、景観法の制度は色々あるなかで、8月までに作ろうと目指しているものは景観計画部分である、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局平澤建設係長)

その通りです。景観計画を作っていくということでお願いしたい。

(藤倉委員)

その他にある、例えば協議会等は検討が進んだときに、あるいは住民主体で何か動いたときに作っていくことはあるが、この委員会では、8月までに、まず景観計画の部分をしっかり固めていこうという理解でよろしいでしょうか。

(事務局平澤建設係長)

はい。景観計画をまず作っていただくということで理解をして頂ければと思います。

(湯澤委員長)

景観計画を作っていくということですが、ご理解、内容に関してはよろしいでしょうか。よろしければ4. 協議事項に入ります。

4. 協議事項

(事務局平澤建設係長)

これから構成内容のイメージについて説明をしていきます。

まず、一つ目の憲章で議論を頂いて、次に総合的コントロールとアクションプランの説明、議論。そして、アクションプランのプレゼンテーションを行うという形で協議を進めていきたいと思えます。

(1) 景観計画の構成内容イメージ

① 憲章

(事務局熊谷)

【資料の説明】

(湯澤委員長)

今後行っていくもののひとつの憲章、どういうイメージで進めていくか議論を頂きたい。

(湯澤委員長)

事務局ではC、Dの組み合わせを推しているが、そのC、Dを組み合わせさせたものど
どこがいいかというところを説明をいただければと思いますが、事務局の説明はどうか。

(事務局平澤建設係長)

我々事務局では

C、Dについて、事務局案を述べさせていただきます。

まず、Aタイプは広域的、複数の市町村にまたがったひとつの川をメインにした憲章。
しかし、それぞれの地域についてもう少し掘り下げたいということがある。

Bタイプは規制が厳しく、家の高さ等を制限してしまうというタイプということで、今、
宮田村にそれを取り入れていっても本当に取り入れられるのか、結局は絵に描いたもちの
ようになってしまうのではないかと、非常に特性の強いタイプ。

Cタイプは、地区に対して目的を持って一人ひとりが生活していったらいいか等を考
えていく、我々が目指すべき方向性のひとつ。ただし、憲章を支える制度、バックグラウン
ドが無いという懸念がある。

そして、Dタイプ、100年後の住みたいイメージをつくって、さらに、マスタープラ
ンなど宮田で作っている考え方にも整合させて、景観を乗せていこう、合わせていこうと
いう考えです。

(湯澤委員長)

憲章というのがそのあたりのイメージを盛り込んで作っていくという理解でよろしい
でしょうか。

(事務局平澤建設係長)

はい。我々は子どもから大人まで見たときに宮田村のよさ、特性がわかるようなイメ
ージに言葉を入れていくことによって、景観とはこういうものというイメージを作ってい
き、憲章としていきたい。

(湯澤委員長)

その文言を今後委員会で具体的に進めていく？

(事務局平澤建設係長)

この憲章については地域の考え方もあるので、時間をかけて住民の声を聞いたりしなが
ら検討していきます。そのため、憲章については、今回の計画と同じようなスピードで作
っていくというイメージよりも、まずは計画で理念等を考え、それにアクションプランを
加えながら、出来上がっていくイメージで考えております。

(矢田委員)

イメージがA、B、C、Dあり、C、Dかなとは思いますが、この軽井沢ランドデザイン
は100年計画というような壮大なものだがそこまで拡張していくのか。宮田村でもそう
するのか？大変な作業にはなると思うが。

(湯澤委員長)

軽井沢のランドデザインを見ると、地区にいいものがある。それをどうやって残していこうというイメージで、そこまで壮大なものではない。今あるものを活かしつつ、守りつつ、発展させるイメージ。

(矢田委員)

守るためのデザインになるのか。風景として残すべきものはあるが、景観で規制をかけたりして、今まで失ったものを取り戻すようなイメージ。小さなエリアでどうなっていくのかがみんなで共有すればやっていける気もする。

他にも、景観計画は伊那市や駒ヶ根市も作っているわけだが、天竜川だったり、伊那谷というくくりで見れば、宮田だけ憲章を作るというのも変ではないか、という考えもある。

他にも、Bほど規制を厳しくするのもいかがとも思うし、Cで自治会として風景を残したいという思いもわかる。Dは、これをどのくらいのものを作るかが重要になると思う。

(竹平委員)

私の中ではDに近いタイプかと。今後、具体的なことを考えていった場合に、Cの方向だと目的や目標の落としどころが抽象的過ぎてしまって、先々アクションプランを立てようとしたときに、言葉の意味合いの感性が個々に違ってきてしまうと、そうじゃないと言う話も出てきてしまって、イメージだけでもビジュアル化した方が、そこに持っていくアクションプランは立てやすい。先を考えたときの判断としてもDがわかりやすい。

(須永委員)

みんながみんな共通の価値観を持っていればBでもいいと思うが、たくさんの意見がある中で、全域の中で一つを共有するにはDかと。

また、各個人が宮田村のよさを共感できる部分があれば景観計画も受け入れてもらいやすいのではないかとイメージです。

(太田委員)

流れの中からいくと、多くの人が思い出をイメージしている。

共感を呼ぶということになると、例えば昔の東山道のところを家を建替えて商店街を作り直したときに、商店のデザインを統一しようと言って、河原町から仲町まで統一してある。そういった点から言うと、河原町から仲町まで協力してくれた人たちは姿をこれからも伝えたいと思うのではないか。

中越の部落の出来た姿は鎌倉以前だと思うが、農協のすぐ下のところから中越に向けて村の中を生活水路として残してくれてあるのはよそには無い姿だと思う。

残念なことに道が通るのでどうなるかはわからないが、こういったものが昔の姿だということの中越の人が協力して残して頂ければと。

映像に出たおさべ親王の話だが、生めと宮田村という話だが、梅は宮田村にあまり無い。それは、梅は50年くらいでだめになってしまうから。しかし、地名などで残っている。

こういう姿を伝えていくのが大事だと思う。

そうすれば地元の人たちも協力して村の中の姿を伝えていくことが出来るという点からすると、CかDかと思います。

(天野委員)

私もCかDかと。ただ、地区ごとというのは11地区もあり、それを分けて計画を立てる雰囲気ではなく、やるとしても、出来るところから。現に河原町は協定を結んでいるので、いくつものポイントコアが自然発生的にでてくるイメージしかないかと。

それと、Dについて、条文的なものは作らないで、計画をイメージしたイラストを作ってそれを憲章に変えるイメージか、それとも、宮田村景観憲章第1条というようなものをきっちり作って、このイメージ図を乗せていくのか、それで作り方もだいぶ変わってくると思うが。

(事務局平沢建設係長)

その点についてはイメージだけしかないなので、意見を頂いて議論させて頂きたい。

(天野委員)

今までの議論から、条文のようなものを作っても仕様が無いのかと。むしろ、これを見れば最終的に厚い本を読まなくてもこういう方向に向かっているというイメージが出来るものがあるのかと。

だから、憲章という言い方、言葉が合っているのかという疑問がわいてくる。条文を含めた憲章という形にすると一字一句議論する必要も出てくる。スタイルにこだわる必要も無いのかとも思う。

(湯澤委員長)

軽井沢の一例も憲章という言い方ではなく、ランドデザインとっているので、次回以降こういったことも含めて考えていく必要がある。

(竹平委員)

どこまでその言葉を噛み砕くのかがある。先ほどのところである程度のビジュアル的な要素をいれながら、ただ、ある程度の補足は必要になってくる。

憲章という話の中で、全てをきっちり書ききるのか、それともニュアンス的に次につながるアクションプランの中で、そこに向かうための何が必要かを考えやすい触れ幅を持たせられる状況。それは、全部を決めてしまうと、その方法論がいくつかに決められてしまっても最終的には落ち着くところは落ち着いたといった状態になってしまう。他の計画と同じで最終的には右にならえになってしまうのでは。

(須永委員)

グランドデザインのイラストの上下に書いてある文言は勉強会のときにホワイトボードに書いた要素が乗っている。この方法だとわかりやすく多くの人が共有できるのではないかと思う。

(藤倉委員)

先ほどのお話のように、憲章という言葉通りに造れば第1条～といった形になる。当初憲章を造る話が出たときは、現在の宮田村の景観的課題には、高齢化等の問題による稲作維持の難しさや、工業立地、住宅立地等に関わる農地の転換の問題等、地域住民の将来展望に関わる深い部分があって、行政の計画である景観計画だけでは絵に描いたもちになってしまう、ということがありました。

また、計画というのは、本来実際にアクションを起こすためのものであるべきです。しかし、ごく一般的な景観計画では、先ほどのスライドで見たように単に規制をかけるだけになってしまう。法の必須事項として、区域を決める、区域に対して良好な景観形成の行為の制限をかけることになる。その場合でも、現在、長野県の景観計画が示している規制を突然大きく変更することには無理がある。つまりは、現在の長野県の景観計画から宮田村の景観計画へ移行しても、それがすぐに大きな景観改善に結びつく可能性は少ない。その他に、重要建造物や樹木は指定の方針を書けば景観計画の必須事項は概ね満足することになるが、それも大きく景観を変えるアクションとはならないと考えます。もっと総合的な方法を考えないと、宮田村の景観の課題に対して答えが出ない。

景観計画自体は行政が立てる計画だが、憲章というのは本質的には住民の自主的な合意が基本となる。だからこそ、行政任せでなく住民自らが景観を管理していく、といつ発想が成り立つ。さらに、他の計画含めて総合的にコントロールしていくことが必要。実際に動かすためのアクションプランも必要である。

景観憲章に関しては、誰もが、例えば子どもが見てもわかるような、住民主体の意思を示すものでないと、憲章さえも言葉だけのものになってしまう。宮田の景観の成り立ちだと思えるものが絵でハッキリ示され、基本的な構造が図に書き込まれていけば、自分たちで守ることを明確に出来る。例えば学校の授業で使って継承していくことも出来る。

ただし、事務局がいていたとおり、どのように進めていくかは難しいところがある。どのタイミングで作っていくかは、景観計画を作りながら、憲章で書き込むべき基本的な部分を考えていくような進め方をイメージしている。

その中で、みんながやる気になってきて、アクションプランを行いながら憲章のイメージを作っていく方法もあるのかもしれない。景観計画自体の内容とも見比べながらどんなタイミングで作っていくかを議論していくこととなると思います。

(太田委員)

憲章は子どもがわかるような文章で無いといけないと思います。例えば、「ポイ捨てをやめよう」のようなわかりやすいもの、小学生や中学生が見てわかるような文章が必要だと思います。

(矢田委員)

憲章の視覚的なイメージはどうやって作り出すのか。委員会でそれを決めるのか。そう
いったところも考えないといけない。

あと、おさべ親王のこの図は10年位前のイメージのものなので、村民全員がわかるよ
うな新しい何かに差し替えたほうが良いのかとも思います。

(新谷委員)

大方皆さんの意見はC、Dだが、Aのタイプなら絵が無くてもわかりやすい。イメージ
がわいてくる。景観計画の今までの議論の中で、あるいはワークショップの中で、皆さん
形から出された、具体的な風景が端的なワードで入っている。地方の言葉も入っていて親
しみやすい。これにビジュアルを加えるのが良い。

A～Dの良い所をとっていけばどうか。

端的な言葉に、表現されたビジュアルを入れたほうが説得力があるし、憲章としては方
針であるわけだから理想があって、具体的なやりたいことやってはいけないことといっ
たものの流れが作れるのではないかと思います。

(竹平委員)

ランドデザインにも、キーワードが書いてあって、これが「1から20の言葉は解説
版で解説しています」とあるが、この解説版というものに、おっしゃっていた具体的なイ
メージが書いてあります。

(湯澤委員長)

ここで憲章については今後具体的に進めたときに議論をするとして、次に入りたいと思
います。

②総合的コントロール

③アクションプラン

(事務局熊谷)

【資料の説明】

(湯澤委員長)

説明がありましたが、ご質問、ご意見を頂きたいと思います。

(矢田委員)

景観計画の趣旨や方向などアクションプランは求める姿があつてのものだと思う。宮田
村らしさという方向で行ってきたワークショップでは田園風景のイメージがあつて、それ
を守ろう、より発展させていこうとしたときにワークショップで出たような里山が荒れて
いる、段丘に対して整備をしようという住民が地域ごとに出て里山整備をしようというア
クションプランが出てくると思うし、かたや埋もれているものに対する再認識をしても

らうアクションプランも必要だと思う。

憲章ができてこないアクションプランも出来てこないのでは？

(湯澤委員長)

憲章、総合的コントロール、アクションプランは一緒にやっていく。

(湯澤委員長)

事務局としての具体的な総合的コントロールのイメージは？

(事務局建設課係長平澤)

施策の中で何かをやるというよりは、横のつながり、地域のつながりの中で始めて景観が守られていくのではなく、全てが繋がっているイメージ。庁内や助成金など、広く、組み合わせをやっていかないと出来ないイメージ。つながりをイメージして、景観に対して少しでも思いを入れていくというイメージ。

(湯澤委員長)

それをコントロールしていくのはこの委員会？

(事務局建設係係長平澤)

はい。そこも含めて皆様にご意見を頂きたい。

(竹平委員)

誰がやるかは後から議論が出てくると思うが、最終的な目標とすると宮田の生活や仕事をしている人たちが、日常のスタンダードをしたことによってその目標につながるというところにいくのところへ持っていくためだけのコントロールのイメージ。そこに上手く仕向けて言って、最終的にみんなが普通に生活していたら景観計画の目標にいつているというイメージかと思いました。

(藤倉委員)

竹平委員のご指摘は、総合的コントロールが最もうまく動いた時のイメージを見事に示していると思います。普通に生活していくことでどんどん良くなるような、そのように総合的にマネジメント出来れば、それがベスト。本当の意味での総合的コントロールだと思う。今ある施策を組み合わせながら、竹平委員のご指摘のような状態にどう近づけたらいいかを考えるのが総合コントロール。それは色々な施策が組み合わせさっていきながら、普通にそういう実施し続けると、良くなっていくというイメージに向かっていくべきもの。例えば、行政の中で景観に関わる施策を様々な部署から出してもう。それらを総合的にマネジメントしていくための方法を構築していくことを考えられる。

(矢田委員)

竹平委員の考え方でいけば最高。全国的に景観を課題としている中で、宮田もそうだが、今まで土地利用的なコントロールの部分で言えば、都市計画区域を作ったり、土地利

用的な規制はしてあるし、その周りは農振地域として一定程度規制をかけた。

また、県の景観計画の範囲にも入っているし、屋外広告物の範囲内でもあるし、土地利用の部分で乱開発にならないように作ってきたつもりだったが、一つ一つの規制では風景に関する規制は少なかったと思う。そこで、風景だけを取り出して、価値観を一緒にして風景を守ろうと言うものをコントロールしていくための計画をつくるということでのいか。

宮田村は環境に関する条例は風景を考えずに規制を作ってきた。今度は、風景に焦点を置いて、その規制を上手くやっていこうと言うイメージのほうが良い。総合的コントロールという言葉を使うとなんでも雁字搦めになってしまうイメージがある。

風景としてどう残すのかと言うイメージのほうが進めやすいかとも思う。目に見えないものを目的にした規制を住民にアピールするのは初めてのものなので。

(須永委員)

アクションプランに近いかもしれないが、参加する人にもメリットのあって、それが結果的に景観につながるものはどうか。例えば下草刈りをして、切った物は切った人にあげるなど。それで窓口を役場にすることで民民だけではない形になる。さらに、参加する人も無償労働ではないので参加するのではないかな。

(湯澤委員長)

総合的コントロールとアクションプランは個々ではなくついて回るものにしていけばみんなの意識もひとつに向けていくかと思います。

(湯澤委員長)

それでは、プレゼンテーションをお願いしたいと思います。

④アクションプラン例のプレゼンテーション

【早稲田大学学生による火の見櫓のプレゼンテーション】

【三浦委員によるライトアップのプレゼンテーション】

(2) 委員会スケジュール等に関して

①検討スケジュール

②委員継続等のお願い

③勉強会等について

(事務局建設課建設係係長)

事務局側から今後のスケジュールについて、当初は3月末までにこの景観計画を決めたいと思いましたが、3つの柱で構成するといった話の中、スケジュールについて大丈夫かと言う意見も頂きました。現在委員の皆様からの意見も活発にいただいております、大変充実した議論になっております。そこで、平成28年の8月まで伸ばして検討をしたいと考えております。細かなスケジュールについては今後報告させていただきます。

	<p>次に、この委員会は各組織の代表から選出頂いております。中には12月で任期が終了される委員の方もいますが、議論を継続いただいておりますのでぜひ引き続き委員としてお願いしたいと思っております。その団体からは新しく委員を選出をお願いしたいと思っております。条例は15人と言うこともありますが、こちらは議会で調整を行っていきます。</p> <p>最後に、今後、制限など色々なものを決めていく作業が出てきます。専門的な内容や、以前行ったような庁内の職員とも検討をする場面など、そういった際には部会として参加していただくこともありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(湯澤委員長)</p> <p>来年度の夏までということになりますが、皆様よろしくお願いいたします。</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 事務連絡</p> <p>『第4回の委員会につきましてご案内させていただきます。平成28年1月を予定しております。詳細は決まり次第お送りさせていただきます。』</p> <p>(伊澤建設課長)</p> <p>【閉会挨拶】</p>
資料	<p>当日配布資料</p> <p>資料1. 第2回景観計画策定委員会で確認された事項のまとめ</p> <p>資料2. 関連自治体の景観計画の目次の比較</p> <p>資料3. 景観憲章の代表例</p> <p>資料4. 景観法アドバイザーブック (抜粋)</p> <p>資料5. 説明資料 ppt 一式</p>